

## 秋田市はつらつくらぶ事業受託事業者募集要項

秋田市では、令和6年度秋田市はつらつくらぶ事業の受託事業者を下記のとおり募集します。

なお、今後予算の状況によっては、内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

### 記

#### 1 募集に関する事項

- (1) 募集を行う事業  
秋田市はつらつくらぶ事業
- (2) 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容  
別紙仕様書のとおり

#### 2 応募要件

- (1) 専任の指導者（健康運動指導士もしくは水中および陸上での運動指導経験のある人）がいること。
- (2) 本市に本社、支店又は営業所を有していること。
- (3) 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (7) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

#### 3 スケジュール（予定）

- (1) 募集要項等について質問受付  
令和6年2月5日（月）から同月9日（金）まで
- (2) 募集要項等について質問回答  
令和6年2月15日（木）予定
- (3) 応募書類の受付

令和6年2月5日（月）から同月22日（木）まで

(4) 審査結果の通知および公表

令和6年3月上旬

#### 4 質問および回答

質問については、長寿福祉課へのEメール又はFAXにより受け付けます。ただし、質問内容は、募集に関して必要な項目のみとします。なお、口頭による質問は受け付けいたしませんので、ご了承ください。

※Eメールの件名は、「秋田市はつらつくらぶ事業受託事業者募集に係る質問」とすること。

(1) 提出書類

「秋田市はつらつくらぶ事業受託事業者募集に係る質問票」

(2) 受付期間

令和6年2月9日（金）午後5時15分まで

(3) 提出先

秋田市福祉保健部 長寿福祉課

Eメールアドレス ro-wflg@city.akita.lg.jp

FAX 018-888-5667

(4) 回答方法

質問があった場合、令和6年2月15日（木）にホームページに掲載する予定です。なお、質問への回答は本要項の追加事項として取り扱うこととします。

#### 5 応募方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

※ア～ウの様式は長寿福祉課ホームページからダウンロードしてください。

ア 秋田市はつらつくらぶ事業受託事業者申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 秋田市はつらつくらぶ事業運営体制届出書（様式3）

エ 登記簿謄本または登記事項証明書（写し可）

※申込日前3か月以内に発行されたもの

オ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

カ 本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体との契約に係る実績について、その実績に係る証明書又は契約書の写し

(2) 受付期間

令和6年2月5日（月）から同月22日（木）まで

(3) 提出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部 長寿福祉課（市役所本庁舎2階）

(4) 提出方法

提出書類一式を、長寿福祉課に持参（土曜日、日曜日および休日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）してください。

## 6 委託契約候補事業者の選定

応募者については、秋田市福祉保健部業者審議部会において応募要件を確認のうえ、委託契約候補事業者として選定します。選定に当たっては、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う場合があります。また、選定結果は応募者に通知します。

## 7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 令和6年度以降の予算について減額又は削除があった場合や、その他不測の事態が生じた場合は、事業内容の変更や、契約を締結しないこともあり得ます。また、その場合にあっても申込書等は返却しません。

(4) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。

(5) 提出された申込書等は、秋田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。

(6) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当

直通 018-888-5668

FAX 018-888-5667

Eメール ro-wflg@city.akita.lg.jp